

**ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける
実費徴収および知的財産権の保護のあり方に関する説明会**

議事概要

1. 日時・会場

平成 21 年 9 月 11 日（金） 13 : 00~16 : 30

学術総合センター2F 中会議室 2・3・4

2. 出席者

実費徴収・知財 WG 委員

（主査）小幡 裕一 理化学研究所筑波研究所 所長
深見 克哉 九州大学知的財産本部技術移転グループ 特任教授
山本 雅敏 京都工芸繊維大学ショウジョウバエ遺伝資源センター 教授

推進委員会委員

河瀬 眞琴 農業生物資源研究所基盤研究領域 ジーンバンク長
（主査）小原 雄治 国立遺伝学研究所 所長
城石 俊彦 国立遺伝学研究所系統生物研究センター
哺乳動物遺伝研究室 教授
福田 裕穂 東京大学大学院理学系研究科・理学部 教授
森脇 和郎 理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンター特別顧問

文部科学省

本間 善之 研究振興局ライフサイエンス課 ゲノム研究企画調整官
河野 広幸 研究振興局ライフサイエンス課 生命科学専門官
成田恵理子 研究振興局ライフサイエンス課 生命科学研究係長
平賀 勸 研究振興局ライフサイエンス課 行政調査員
熊澤 周平 研究振興局ライフサイエンス課 植物研究係

国立遺伝学研究所

国立遺伝学研究所管理部
ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

NBRP 中核的拠点整備プログラム、情報センター整備プログラム

代表機関／分担機関課題管理者および経理事務担当者

NBRP 各委員および関係機関より計 112 名参加

3. 議事

1. 開会
2. 主催者挨拶
3. 文科省挨拶
4. 説明
 - 第一章 実費徴収範囲について
 - 第二章 実費徴収システム
 - 第三章 MTA について
5. 全体討議
6. 閉会

4. 配付資料

- 資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける実費徴収および知的財産権の保護のあり方に関する説明会出席者名簿
- 資料 2 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける実費徴収および知的財産権の保護のあり方に関する報告書
- 資料 3 : 資料 3-① 山本雅敏 WG 委員 説明資料 (第二章 実例紹介)
② 小幡裕一 WG 主査 説明資料 (第二章 実例紹介)
③ 深見克哉 WG 委員 説明資料 (第三章 MTA について)
- 資料 4 : 各機関からの質問事項一覧
- 資料 5 : 質問 2 の回答分布図
- 資料 6 : ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局の案内
- 資料 7 : ナショナルバイオリソースプロジェクトパンフレット 2009

以上

議事要旨

1. 開会

- ・佐藤事務局長より開会の挨拶があった。
- ・引き続き配付資料の確認が行われた。

2. 主催者挨拶

- ・実費徴収・知財ワーキンググループ小幡主査より挨拶があった。

3. 文科省挨拶

- ・本間企画調整官より挨拶があった。

4. 説明

第一章 実費徴収範囲について

- ・小幡主査と文科省河野専門官より第一章について説明があった。内容は以下のとおりである。

<全体について>

- ・この報告書の第一章は文科省、第二章は私（小幡）と山本委員、第三章は深見委員、鈴木委員で担当し、全体的な法律問題は島田委員に見ていただいた。（小幡主査）
- ・補助金化の前から、当プロジェクトを永続的、継続的に実施していくためには実費徴収は必要だという議論をしていた。補助金化後は実施者側の自主性・自立性を重んじて行う事業ではあるが、第一章はある程度こちらで書いたこともあり、その説明をさせていただく。（河野専門官）
- ・文科省としてはNBRP事業を国が責任を持って実施しなくてはならないということは重々承知しており、22年度の概算要求については、前年度同額を維持したいと考えている。ただ、リソースは今後増えることはあっても減ることはない。財政当局からは「どこまで増やすのか」という質問は毎回受けている。財務省からも事業の連続性を求めるのであれば、各実施機関について妥当な課金制度を導入すべきであると方針を示されている。文科省としても、実費徴収WGなどで検討いただいた結果を基に徴収制度をぜひ取り入れていただきたい。（河野専門官）

<実費徴収範囲について>

- ・補助金事業の目的は、収集・保存・提供体制の整備だから、提供にかかる実費相当は利用者から徴収する。収集・保存・提供体制の整備はすべて補助金で賄う。
- ・次の利用者のためにバイオリソースの補充が必要なことから、徴収した実費はすべて運営経費に還元すべき性格のものである。収益ではないので、大学の事務局と財務担当とよくご議論・ご協議いただいて、ぜひともその部分は実際に担当される部に還元される仕組みを取り入れていただきたい。
- ・利用高に応じて変動する、受注・発送経費の部分の人件費と、事業の実施に恒常的

にかかる経費（変動経費）は、利用者負担とし、徴収対象とすべき経費ということで、なるべく徴収できるような体制を整えていただきたい。

＜資料 4（1～6）に基づく各機関からの質問に対する説明＞（河野専門官）

- ユーザーの負担の範囲を、これまでの検疫・出荷費用に、供給年度における出荷個体の供給までの飼育委託費を加えることに問題はないか。（伊佐・ニホンザル代表）
→委託機関と受託機関の委託契約内容を明確にした上、飼育委託費（実費相当）を徴収することは可能。これは委託内容の「いつから引き受ける」「利用したい」等がある程度明確にしてもらった上で、その時点から徴収することは可能。
- 徴収した金額相当分が、翌年度の文科省の補助金から削減されることはないか。（伊佐・ニホンザル代表）
→補助金とこの実費徴収は基本的に別のものと考えているので、実費徴収したからといって、その金額を補助金から削減することはない。
- 徴収した費用を除外ザルやリタイアザルの飼育管理費に充当したいと考えているが、問題はないか。（伊佐・ニホンザル代表）
→除外ザル、リタイアザルの飼育管理費は補助金で支援されているので、その部分を手数料で徴収することは基本的にできない。
- 利用者が負担すべき経費の範囲として、受注・発注にかかる研究者・技術者・事務職員の人件費があるが、発送業務にかかわる NBRP 経費で雇用の事務職員人件費も変動経費に含まれると理解してよいか。（佐藤光・イネ分担）
→人件費部分についても、変動経費のところは徴収可能。
- 実費計算を具体的に算出するのか読み取れない。実際の計算例を提示していただきたい。（亀井・病原微生物代表）
→この説明会で各先生方のご説明の内容と、先行機関の情報収集をなさって参考にさせていただきたい。
- 報告書に示されている内容についてどのあたりまで実施する必要があるのか。提供機関にとって不可能あるいは負担となる内容については、実施しなくてもよいのか。（中辻・ヒト ES 細胞代表）
→リソース提供にかかる実費分をユーザー側に負担いただくことが趣旨であり、クレジットカード決済は一例なので、提供引き合い数等をかんがみ、それぞれの機関において実現可能かつ最も効率的な方法で実費徴収を行っていただきたい。

第二章 実費徴収システム

- ・小幡主査より実費徴収システムの概要説明、山本委員よりクレジットカード導入の事例紹介、小幡主査よりバイオリソースセンターの事例紹介があった。

＜実費徴収システム概要＞

- ・提供は既の実施しているが、実費徴収というステップが加わるので、その辺を円滑に進めていただくために書かせていただいた。
- ・バイオリソースの提供・課金業務には、①バイオリソースそのものに対する研究面

への対応、②関係法令や知財権などの社会的対応、③実費徴収に係る会計処理の三つが必要になる。担当研究室と事務手続き、課金手続きのそれぞれが分担・連携することが必要で、課金については、中核機関やサブ機関においても必要なら規則や事務会則などを見直して、実費徴収のできるシステムを構築する必要がある。

- 提供者の依頼の受け付けはいろいろな形でされていると思うが、将来的にはオンライン発注、電子メールなど、事務手続きがなるべく簡単で間違いが少ない方法でやっていただきたい。それに伴ってMTAの締結もかかわってくる。最終的には印鑑かサインのある書類が必要になるが、それも電子ファイル化することで、なるべく早く研究者にリソースを届ける仕組みも必要である。さまざまなクエスチョンにもQ&Aのようなものを作って、利用者に迅速に提供できるようにしていただきたい。
- 書類の提供を受けてから発送までの作業は、書類を受けて、MTAがきちんと入って、最後に課金となるが、提供事務手続きと課金との間をつなぐ事務の連動が必要で、専従の担当を置くことも有効ではないか。
- リソースの発送は、MTA、納品書、リソース情報、追跡情報を付けて送るが、一番安くて確実なものを選んでいただきたい。特に温度コントロールなど工夫が必要になることもある。
- 輸送にかかる費用は、郵送や宅配便は一定の金額をチャージすることは難しくなく、着払いを利用することで提供側の研究室の負担は少なくなる。
- 海外に送るときは、安全保障輸出管理に該当するかということも注意し、事務を通して経産省に届け出る必要もあるので、ご確認いただきたい。
- 会計システムについては、海外のリソースが多い場合、円建てがその後の決済の省力化に役に立つ。一定の規模以上になったら、請求書発行からお金の回収まで、アウトソーシングのメリットも大きいと思われるので、検討されてはどうか。経理と研究室がよく相談して制度設計をしていただきたい。
- クレジットカードの決済もだいぶ浸透してきているので、ぜひ検討していただきたい。そういうことで省力化も図られると思われる。
- 日本の場合は前払いが禁じられているが、海外の場合は前払いはOKなのでご利用いただきたい。
- 入金の手続きについては、提供実費として研究室で負担したお金を戻すので、その辺の制度設計も経理と話して、確実に戻って確実に次のリソースに使われるようにしていただきたい。

<資料4(1~8)に基づく各機関からの質問に対する説明> (小幡主査)

- 小さい機関一つでやるのは大変なので一括してできないか。(松田・ショウジョウバエ分担)
→WGとして統一的な見解は出すに至っていないが、機関間で話し合っただけで円滑に動けば結構なので、その辺はご相談いただきたい。
- 安全保障上にかかわる法令について、すべてであるように解釈できるが。(稲葉・カタユウレイボヤ・ニッポンウミシダ代表)
→リソースごとに違うので、確認の上、適正なリソース提供を行っていただきたい。

- リソース受付後、至急決済に諮るなどして対応するという一方で、領収書の発行をいつするのか。(仁田坂・アサガオ代表)
 - リソースによっては納品書と一緒に請求書を送ることもあると思うが、他のリソースでは、例えば、凍結胚が動物に戻る、細胞が培養できるといったことを確認する必要があるので、リソース毎に判断してリソースに合った制度設計をしていただきたい。
- リソースが輸送中に使用できなくなった場合、輸送代金はどこが負担しているか。保険金の加入あるいは輸送会社と個別に契約しているか。(明石・ミヤコグサ・ダイズ代表)
 - リソースコミュニティの中でいろいろ違うと思うが、必ずしも送った側の責任ではなく、利用者が培地を間違っただけ等いろいろあるので、基本的にはユーザーフレンドリーに対処しており、輸送料はもらってネズミ代はただにする等さまざまな工夫を込めている。リソースそのものは無償だが、輸送会社等は一定程度は補償してくれることになっているので、ご利用いただきたい。
- 病原微生物を考慮するという一方で、国際規格が存在する。できれば NBRP としての基準を示していただけると混乱が解消できるが。(亀井・病原微生物代表)
 - NBRP として何かというのは無理で、万国郵便条約に従って適正にやっていただきたい。
- 「徴収された実費が母体機関の収益と見なされ仕組みの構築を検討」の意味合いは？(金子・酵母分担)
 - 提供手数料で実費である。しかも、国費を受けてやっているわけで、その辺をご理解いただけるように、また、提供価格なども設定する必要がある。
- アウトソーシングした場合の経費は、直接経費に計上できるか、あるいは提供機関の負担になるのか。(中辻・ヒト ES 細胞代表)
 - 最初の導入部分は収集・保存の仕組みを作るということで、補助金で決済できて、それ以上の 1 件ごとにかかるお金は変動するので、ユーザーにチャージできる。
- 提供実費を積算して出すが、その積算の結果が同じようなリソースを提供する海外の機関と整合性を取るよということとは？(中辻・ヒト ES 細胞代表)
 - NBRP の目的の一つは提供し研究を促進することであるので、提供手数料も海外のものと同様に実施する必要があると考えている。

<質疑>

- 提供価格について、教育機関と一般企業で価格を分けることは可能か。(矢口・病原微生物代表代理)
 - 事業主体が決めることである。各機関で適宜ご判断いただきたい。(小幡主査)
- アウトソーシングのシステム導入は提供体制の整備ということで補助金からということだが、クレジットカードのシステムは導入と考えてよいか。(金子・酵母分担)
 - クレジット会社に委託手数料をお支払いするのは今でも可能である。提供体制の整備については、文科省としては広めに意味合いを取ってなるべく使いやすい形でやっていただこうと考えている。判断に迷うときは機関の事務局と相談の上、文科

省にご確認いただきたい。（河野専門官）

- 海外の提供機関と同じくらいの価格にということだが、海外が徴収していなければそれでよいということになるのか。（漆原・細胞性粘菌代表）
→リソースそのものは無償でも、提供にかかる輸送費などの実費を頂くという説明をすれば一定の理解は得られると思うので、そのようにしていただきたい。（小幡主査）
- 安全保障輸出管理に係る法令について、MTA と同じようなものを経産省に出さなければならず、500 件もあるので大変。文科省と経産省の間で、生き物によっては包括的にできるシステムにしてもっと書類を簡素化できないか。（成瀬・メダカ代表）
→よく分かる。そういうものも一回エントリーすればよい仕組みを作っていけば省力化が図られると思うので、文科省が制度設計のときに頑張ってもらいたい。（小幡主査）

<事例紹介 1 京都工芸繊維大学の取り組み>

- ・山本委員より京都工芸繊維大学のクレジットカード決済の事例紹介があった。内容は以下のとおりである。
- ・ショウジョウバエの場合、飼育して次の世代を維持していくプロセスは NBRP で行っている業務で、提供にはかかわってこない。増やして次の世代を残していくときには利益を生まないものとして無料で研究者に提供する。系統そのものは無料という考え方に立っている。
- ・登録料（カードの決済システム利用料、サーバー使用料など）、系統料（分譲にかかる実費。容器、ラベル、分譲直接人件費、一般管理費など）、送料（箱、発送直接人件費、債権発生等処理直接人件費など）、送料（実費）が、基本的な実費という考え方である。
- ・2004 年のクレジットカード導入から、利用者が 4 年間で倍に増えたことで、登録料が格段に安くなり、契約も 3 年契約に変わって、それも安くなっている。
- ・1999 年にショウジョウバエ遺伝資源センターができた当時から、課金については考えていたことで、インディアナ大学のショウジョウバエ系統センターに助言を求めたところ、今から有料化するのであれば絶対にいいということで、クレジットカードの導入を検討した。大学に持ち帰ったところ、前向きに考えていただける事務方の存在と法人化の波もあって、比較的自由的な考え方の中でクレジットカードの導入を計画することができた。
- ・導入に際しての課題は、業務量を増やさず簡素化を図る、カード情報は大学では扱わない、発送方法を検討する、返品の手配、研究者と事務担当者の連絡体制などであった。特にカード情報（個人情報）については、カード決済の代行業者を間に入れることで解決した。
- ・クレジットカード会社は、どこでも生物輸送の料金徴収を扱っているわけではなく、死んでいた場合どうするかが会社にとってリスクが大きかったが、研究材料ということで引き受けてくれるところが見つかり、現在は三つのカードの利用が可能。
- ・カード決済による簡素化のメリットは大きい。現金を扱わない、個人情報を扱わな

い、料金の回収が確実、請求・督促の事務が不要、円建ての決済ができるなど。デメリットは入金までに日数を要することだが、死亡等の事故への対応が可能な時間だというメリットとも考えられる。初期導入経費やシステムの定額費用、決済手数料が発生するが、省力化のメリットの方が大きく、カードの決済に踏み切った。

- 初期の導入経費を考えると、利用者が少ないので、あえてクレジットカードの体制を作る必要がないと懸念されている機関については、アウトソーシングの一つとして NPO 法人を入れることで、利用者が少数の機関でもカード利用が可能になる。また利用者全体が増えることで固定経費が全体的に安価になり、研究機関別の価格設定に対応可能であるというメリットもある。NPO 法人の設立準備は整っている。
- 生物の郵送については、生物学研究材料の送り方が万国郵便条約で決められているが、FedEx や UPS、DHL などの宅配業者からは「生き物」は断られるだろう。生物を送って課金するので、植物防疫等の問題も十分調査し、送り方はできるだけきちんとした方がよい。
- 一般管理費 23.1%はどのような経緯で決まったものか。(佐藤・オオムギ代表)
→京都工芸繊維大学の一般管理費の割合が 23.1%ということである。(山本委員)
- NPO 法人に興味があるが、既に NPO 法人を立ち上げてシステムが動き得るような形になっているのか。(成瀬・メダカ代表)
→そういう法人があると、遺伝資源を使った研究支援という意味でいいのではないかと考え、その立ち上げをやっている状況である。(山本委員)

<事例紹介 2 理化学研究所バイオリソースセンターの取り組み>

- 小幡主査よりバイオリソースセンターでの取り組みの事例紹介があった。内容は以下のとおりである。
- 一番の関心事は、収益と見なされて運営費交付金が減らされるのではないかとということ、効率化ということだが、交付金の減少にならない仕組みを作る必要がある。
- バイオリソースセンターの場合、独立行政法人通則法、独立行政法人理化学研究所法、そして中期計画、年度計画、それに基づいたバイオリソースセンターの組織・運営細則があつて、最後にバイオリソース等の提供手数料の関する取扱が明文化されており、そういう法律に基づいて提供を行っている。
- 運営費交付金を減らさずに提供手数料を徴収するため、収入の「雑収入」に、過去 3 年間の収入の平均値を入れておき、同じ額だけ「業務経費」で支出している。
- 「分譲収入」と「提供事業費」の金額を書いて、それぞれの研究室に配分している。
- 手数料に関しても、バイオリソース等の提供手数料に関する取扱という通達を作つて、それに基づいてやっている。今まで課金をしていなかったところは、事務の方々と相談して、このような通達を作つていただく必要がある。
- 人件費、消耗品費、発送費、光熱水料費などは明確に積算できるが、人件費など簡単に積算できないものは、「何割部分を人件費に使う」「提供事業に使う」という案分をして積算している。
- 理化学研究所では 1980 年代から、提供事業をいろいろ苦勞してやっている。ユーザーがやる仕事、研究室がやる仕事、リソース担当部門、アウトソーシング可能な部

分、入金確認、それを研究室に振換えるという作業などに分け、オンラインでやる
ことが可能な部分やアウトソーシングなど、皆さんのところで最も簡単に省力化で
きることを考えていただきたい。

・決済代行会社は幾つかあるので、最も適切なところを選んで実施していただきたい。

第三章 MTA について

- ・ 深見委員より、権利の明確化と、寄託者と提供者がきちんとした権利の中でのものを動かしていこうということも NBRP の重要な側面であるということで、MTA の重要性和、NBRP のそれに対する考え方の説明があった。内容は以下のとおりである。
- ・ マテリアルの移動に際し、次のようなトラブルが起こっている。提供したリソースが勝手に名前を変えられて報告され、研究の連続性が失われる。論文の引用がなされず、リソースの由来が明確でなくなる。共同研究したのに論文に著者として記載されない。他者に無断で分与され、誰のものがどういう由来でどうなったかということが分からなくなり、いつの間にか商用用途で使われる。無断分与の禁止、所有権の主張、商用利用の制限は、提供の際にきちんと決めておかないといけない。
- ・ 受領するときも、学会発表する際に内容のチェックがあったり、長い拘束を受けて発表の自由が担保されない。受領したリソースより得られた成果は提供者のものとなって、その後の自由な研究を遂行できない。改変したのもも提供者のものとなる。
- ・ 提供時は由来・謝辞・引用の明示、研究目的の明記、成果の取扱いの取り決め、無断分与の禁止、所有権の主張、商用利用の制限、受領時は発表の自由の確保、研究成果の帰属、相手の権利と自分の権利を明確にする。これらを取り決めるのが MTA である。
- ・ UBMTA (Uniform Biological Material Transfer Agreement) は、全世界で 300 機関が使っている MTA である。
- ・ NBRP としての MTA の考え方は、わが国のライフサイエンスの研究発展・進展に寄与すべき知的基盤のリソースであることから、公益性を重視する。①寄託者／創作者の知的財産権を守って、移転に際し知的財産権の移転は行わない。②研究用とのみの提供という観点から、損失・損害補償、品質保証は行わない。③受領者のアカデミックフリーダムを確保するという三つの柱がある。
- ・ このような考え方に基づいて、ひな形を作成した。その基本構成は、提供の目的、使用目的、謝辞等の明記、無断提供不可、知的財産権等の権利明記、免責、法令遵守である。ひな形に明記しなかったことは、研究成果の知的財産権の取扱い、派生物の成果の取扱いである。
- ・ 各リソースの取扱いのルールや歴史を踏まえて、その中で作成されるべきであり、これを使わなくてはならないということではない。
- ・ 遵守すべき国内外の法律ということで、国際法においては生物多様性条約がある。日本はまだ加盟していないが、IPTGR に入った時点でこの国際ルールに従わなくてはならない。このようなことについて、中核機関でチェックする必要がある。国内法については、外為のチェックや各省庁のガイドラインを守ることも提供者にお願いすることになる。

- ・実際には寄託者、譲渡者の権利を守るということで、提供同意書、寄託/譲渡同意書は持っている方々の希望を設定できるようにしてある。使用目的、得られた権利の取扱、所有の範囲などを事前に入れることができる。ただ、アカデミックフリーダムを尊重した場合、ここには過度のものは入れないことを推奨する。
- ・NBRP の役割を明確にした MTA 案を見て、各中核機関やリソースコミュニティでどういう MTA が最適かを考え、リソースの充実、好循環の推進を期待して議論した。
- NBRP の MTA の提供同意書で、知的財産権等の権利明記のところに「知的財産権は移転しない、所有権は明記せず」とあるが、所有権を明記しておかないと MTA を結んだ相手は分からないと思う。なぜこのような取扱をするのか。(笠井・藻類代表)
→おっしょるとおり、明確にする必要があるかもしれない。(山本委員)
- 寄託と譲渡がはっきり分かれていて、知的財産権の移動が割と明確に述べられているが、所有権についてはあいまいにしておくということか。(笠井・藻類代表)
→あいまいにしておくわけではないが、所有権は確かにあいまいかもしれない。(山本委員)
→譲渡と寄託について、譲渡は頂いたもので、どう処理しようと返納義務もないし、最初にした人に戻せと言われても、戻す義務はない。寄託は戻す必要がある。(小幡主査)
→自然界から持ってきたとき、誰のものかという所有権を言いはじめると大変なので、これは MTA の寄託・譲渡する人と中核機関の 2 者間の合意で何の問題もなければ、有効性は担保されると考え、所有権の話はあえてしていない。(小幡主査)
- 文章の中で、譲渡と寄託が明確に使い分けられていたので、実際の扱いが非常に難しいのは分かっているが、所有権ははっきり示せないのか。(笠井・藻類代表)
→定義が違うのではないか。(小幡主査)
- 藻類などでは、寄託と書いてあっても「われわれの事情で維持が困難になった場合は廃棄することがある」という条件は入れてある。(笠井・藻類代表)
→原則と付加的な約束があるのではないか。(小幡主査)
- 所有権の移動が非常に明確に書いてあったので、それが分かることがあるのか。知財権は要らないが所有権は欲しいときは、どうなるのか。(笠井・藻類代表)
→知財権と所有権は別のものなので、そのオプションはあるが、セットではない。(深見委員)
- ここで寄託は、所有権と知財権はすべて寄託者に所属すると書いてある。譲渡は所有権と知財権を好きにしていと。知財権は維持しないということでも構わないと取っていいのか。(笠井・藻類代表)
→そうだ。基本的には、大学所有の知財であれば、法人間の話をしてもらえばいいし、個人が持っているのであれば、その個人との議論でどう処理するのかという個別の話になってくる。(深見委員)
- MTA を交わっていて、何か紛争が起こったとき、裁判でするかが書いてあるが、海外とのやりとりをするときの裁判地についての意見を伺いたい。(成瀬・メダカ代表)
→海外とやりとりをするとき、どこでやるのかはサイレントにすることが多い。(深

見委員)

→大学間でやる場合はサイレントでもいいと思うが、NBRP もしくは BRC の場合、サイレントは訴えられたらアウトなので、当センターではサイレントにはしていない。裁判に巻き込まれたら全体の事業が止まって迷惑がかかるので、「ぜひこちらで」と交渉し、誘導する。向こうからの提案には幾つかのステップがあるが、前例を積み重ねることによって、向こうは納得してくる。仲裁機関を入れたり、第三国で裁判をしたりすると、とんでもない保険が必要になるし、そんなお金はないので、それは避けて、事業を守ってほしいと思っている。負けたくないよう頑張ってもらいたい。(小幡主査)

5. 全体討議

- ・課金については、財務省や総合科学技術会議のヒアリングでも明確に指摘されている。提供が増えれば増えるほど補助金、交付金に食い込んでくるのは、事業の継続性を考えれば非常に困るので、前向きに取り組んでいただきたい。(小幡主査)
- ・文科省もいろいろ努力をしてこられている。皆さんと考えて、それをやれる体制に持っていきたい。(山本委員)
- ・大学の中ではリソースを持って何になるのかという議論もあるが、その中でバイオリソースを好循環させていくか。先端的な取り組みをやって素晴らしいリソースにできればと思っている。(深見委員)
- 実費徴収の固定と変動の解釈について、ニホンザルなどでは補助金の年度単位を超えてしまうが、年度を超えた場合は変動という解釈か。(景山・ニホンザル分担)
→補助金で支援されたものは、基本的にはそこですべて終わり、引き継いだからといってその部分が変動することは基本的にはない。補助された範囲は申請された内容が執行されていれば、それでよい。ただ、出荷までにかかった経費、飼育のための経費と整理しておけば、その部分を徴収するのは可能である。(河野専門官)
- カード支払いが一番便利な方法という紹介があったが、ユーザーからするとカード払いは立て替えをして、その後もいろいろな手続きが必要で必ずしも簡単な方法ではない。その辺はユーザーから問い合わせなどないか。(佐藤和広・オオムギ代表)
→不便であるという苦情は全くなくはないが、件数は非常に少数。立て替え払い等で行っていただきたいと回答すれば、継続した苦情は届いていない。(山本委員)
→理化学研究所の場合、クレジットカードは日本ではまだ組み込んでおらず、海外にしか入れていない。ただ、クレジットカードだけではなく郵便や銀行振込でも代行してくれる会社もあるので、そういうものも含めて検討いただきたい。センターでもそのような形で検討していきたいと思っている。(小幡主査)
- クレジットカードで払える研究費の費目が限定されており、ある程度単価の高い物になると大変ではないかと気になるが。(佐藤和広・オオムギ代表)
→1 件で何十万円というのもあるので、個人の立て替え払いは難しいのは確かだ。その辺も検討しておく必要がある。(小幡主査)
- NPO 法人を利用した場合、NBRP の各機関と NPO 法人間で、どういう関係を作れることを想定しているのか。業務の委託ということか。(金子・酵母分担)

→NPO 法人は設立の準備は整っていて、年内には動きがつくような状況である。ど
ういう契約で行うかということさえできれば、人件費であろうが消耗品であろうが、
問題なくお金を支払うことができるだろうと思っている。(山本委員)

- 代表機関と分担機関で、代表機関の九州大学から、分担機関の東京大学のユーザー
が利用したい場合、課金制度はどのようになるのか。(伴野・カイコ代表)

→補助金の交付要綱等では自家使用は認めていない。代表機関から分担機関にリソ
ースを渡すというのは、自家使用の範囲に入ってしまう可能性がある。そういった
ものは補助金・支援されている経費でやっているものとは別のものという整理が望
ましい。ある程度リソースの開発などで、自家使用が必要な部分もあることは理解
しているので、その件については相談いただきたい。(河野専門官)

- 万国郵便条約でショウジョウバエの生物輸送が認められたのは重要なことだが、具
体的にどのように運動したのか。(成瀬・メダカ代表)

→病原微生物も何も万国郵便条約の中で、「生物学研究材料の送付」というひとくく
りになり、それができる研究機関一覧に掲載されれば系統などを郵便で送れるとい
う認定を受けることができる。そういう申請システムは整っている。(山本委員)

- 実費徴収のアウトソーシングについて、場合によってはリソースを横断するよう
な話もあると思うが、それもアイデアとして持ってよいのか。(谷川・コムギ代表経
理)

→京都大学でラット、ES、コムギのリソースごとではなく、まとめて一つのもの
を作って、そこでやるのは可能である。それから、サブ機関と中核機関については機
関間で話し合っ調整できれば、それでよいのではないか。(小幡主査)

→法人のお考えがあればその考えに従っていただくことと、リソース担当の先生方
との話し合いがまとまれば、大学での取り組みも可能である。(河野専門官)

6. 閉会の辞

- ・山本委員より閉会の挨拶があった。
- ・その後、新 NBRP 事務局についての案内が佐藤事務局長よりあった。